

③（①、②以外の時使用）

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置（別紙）の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 常駐を免除することができる期間について（現場代理人が、本工事と本工事以外の工事を兼任している期間中は、この緩和措置は適用しない。）

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり（ただし、現場代理人が本工事と本工事以外の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。）

常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

（ア）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（イ）建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（ウ）〇〇の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

※橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事では、〇〇に工場製作をするものを記載する。工場製作をするものがない場合は、（ウ）を削除し、（エ）を（ウ）とすること。

（エ）現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について

第1 建設工事請負基準約款第11条第3項に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する措置は次の2つの措置とし、その取扱いについては第2以降に定める。

- (1) 現場代理人の兼任
- (2) 現場代理人の常駐の免除

第2 用語の定義

用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 常駐義務 発注者との連絡に支障をきたさないため、当該工事のみを専任で担当しているだけでなく、作業期間中は、常に工事現場に滞在していること。（ただし、契約日から工事完成までの間、常に工事現場に滞在することを義務づけるものではない。）
- (2) 工事 「建設工事」を指し、森林整備工事等「建設工事」でないものは含まない。
- (3) 地域振興局管内 村上、新発田、新潟、三条、長岡、魚沼、南魚沼、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡の12地域振興局の各管内。（各地域振興局の所管区域は、新潟県行政組織規則第10条に規定する所管区域（別記）を参照。）
- (4) 発注所 属 本庁においては課、地域振興局においては部又は事務所、単独事務所においては当該事務所。

第3 現場代理人の兼任

(1) 兼任要件

次のいずれかの要件を満たす場合は、県発注工事における現場代理人を兼任できるものとする。

- ① 工事現場が同一の地域振興局管内にあり、兼任する工事の契約金額が1件あたり4,500万円未満の場合

ただし、発注所属において、難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は、認めないことがある。

- ② 発注所属が同一である工事で、兼任する工事現場が同一又は概ね一つの現場として管理が可能な程度隣接・近接しており、かつ工事内容に関連性がある工事（※）で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注所属長が認める場合（契約金額の上限は設けない。ただし、発注時に特記仕様書に示した工事に限る。）

ただし、当該工事が「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合は、兼任を認めない。

※ 工事内容に関連性がある工事とは、いわゆる「ゼロ国（県）」工事や繰越工事等への追加工事、諸経費調整を行う近接工事、同一工区の分割発注追加工事等のことをいう。

- ③ 新潟県「技術者に関する特記仕様書」の「2（1）建設業法第26条第3項第1号（以下、専任特例1号という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者」により、主任技術者又は監理技術者が兼務する工事である場合
- ④ 新潟県「技術者に関する特記仕様書」の「2（3）建設業法施行令第27条第2

項に該当する場合」により、主任技術者が兼務する工事である場合

(2) 兼任を認める工事数

- ・兼任要件①により兼任する場合は、県発注工事全体で3件まで
(災害復旧工事を含む場合又は兼任する全ての工事において現場管理業務を動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)及びWeb会議システム等を利用することで対応している場合(※)は4件まで)

※ 動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等。下記仕様を満たすものであれば、スマートフォンやタブレット端末の使用も可)により撮影した映像と音声を、Web会議システム等を利用し、本社・営業所又は他工事現場等の遠隔地に在籍する現場代理人に同時配信し、双方向の通信により意思疎通することで現場代理人が施工現場を随時確認できる体制を構築し、もって工事現場の施工・品質管理、建設資機材の管理、工事関係者の管理、安全管理等の現場管理業務を臨場時と同等程度に実施する場合をいう。

【動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)に関する仕様】

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上 フレームレート：15fps以上	カラー
音声	マイク：モノラル(1チャンネル)以上 スピーカー：モノラル(1チャンネル)以上	

【Web会議システムやスマートフォン向けのTV電話に関する仕様】

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大50Mbps、上り最大5Mbps以上	
映像・音声	転送レート(VBR)：平均1Mbps以上	

- ・兼任要件②により兼任する場合は、県発注工事全体で5件まで
- ・兼任要件③又は④により兼任する場合は、県発注工事全体で2件まで

(3) その他

- ・上記要件により現場代理人の兼任を行う場合、工事の品質及び施工の安全性は現場代理人が専任している工事と同様に確保されなければならない。
- ・1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、兼任要件①、②、③又は④のいずれか1つとする。
- ・兼任を認められた現場代理人は、認められた工事以外の業務には従事できないものとする。

第4 兼任する場合の手続

(1) 現場代理人兼任届の提出

ア 受注者は、既に受注している工事(以下「受注済み工事」という。)で現場代理人をしている者が、新たに受注した工事(以下「新受注工事」という。)において現場代理人を兼任しようとする場合は、新受注工事の発注者に対し工事着手届と併せて「現場代理人兼任届(以下「兼任届」という。)」及び次の(ア)から(ウ)に掲げる書類を提出する。

また、受注済み工事のそれぞれの監督員に対し、兼任届並びに次の(エ)及び(オ)に掲げる書類を提出する。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を利用して4件を上限として兼任し、工事現場の管理を行う場合は（ア）から（オ）に加えて（カ）に掲げる書類を新受注工事の発注者及び受注済み工事のそれぞれの監督員に提出する。

（ア）受注済み工事の最新の契約書の写し

（イ）受注済み工事の工程表

（ウ）受注済み工事が中止されている場合は、中止指示書の写し

（エ）新受注工事の当初契約書の写し

（オ）新受注工事の工程表

（カ）遠隔地で現場管理を行う場合に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等の名称、仕様及び設置・配信計画を記載した書類

イ 受注者は、兼任届提出後に現場代理人を変更しようとする場合であって、変更しようとする現場代理人が既に他の工事の現場代理人である時は、「現場代理人・技術者変更届」提出時に併せて、現場代理人を兼任することとなる全ての工事のそれぞれの監督員に対し、兼任届を提出する。

ウ 受注者は、兼任届を提出した後、兼任している工事の工期が変更になった場合は、当該工事以外の工事の監督員に対し、次の（ア）及び（イ）に掲げる資料を提出する。

（ア）工程表を変更した場合は、変更後の工程表

（イ）兼任している工事の施工が中止又は解除された場合は、中止指示書又は解除通知書

第5 兼任する場合の連絡体制、安全管理等

(1) 受注者は、現場代理人の兼任をする場合は、発注者との連絡体制を確実にするため、次の措置をいずれも講じること。

ア 発注者が電話等により常時確実に現場代理人又は次のイに定める職員と連絡がとれる体制の整備

イ 現場代理人の職務を代行する適切な職員（※）の配置

※ 現場代理人の指示のもとに、現場での連絡や作業指示等を行う者（元請の従業員であるか否かは問わない。）

(2) 現場代理人が兼任をしている場合、現場代理人が兼任をしている他の工事現場に滞在している間は当該工事現場において不在となることから、受注者及び監督員は、各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すこと。

第6 現場代理人の常駐の免除

次の(1)～(4)に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。

ただし、常駐を免除する具体的な期間については、請負契約締結後に監督員と現場代理人により工事打合簿において定めるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施

工を一時中止している期間

- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了（受注者が、発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）し竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間であって、常駐を免除することができる発注所属長が認めた期間

第7 常駐を免除する場合の留意事項

- (1) 常駐の免除は契約締結後に工事打合簿により具体的な期間を定めた時から行うことができるものであるが、第6(1)の期間であっても当該工事への専任は必要であること。
- (2) 発注者は、第6(2)の期間について常駐を免除する場合は、受注者に対し工事の中止の指示を行った上で行うものとする。
- (3) 第6(3)の期間について、現場代理人は必ずしも工場に常駐する必要はないが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任の持てる体制でなければならない。
- (4) 発注者は、第6(4)の期間について常駐の免除を認める場合、現場代理人が工事現場への常時滞在が不要となるだけでなく当該工事に専念する義務も免除されることを踏まえ、真に工事の履行に支障のない期間を設定するものとする。
- (5) 第6(4)に例示した期間の設定は、発注者側の特別な事情により竣工検査までの期間が長期となる場合等に限り常駐を免除することができるものであること。
発注者は、本来、工期末の設計変更や工事完了後の竣工検査を可能な限り速やかに行うのが原則であることから、通常の場合であれば第6(4)に例示した期間は常駐を免除する期間として認めないこと。

第8 常駐を免除する場合の連絡体制、安全管理等

受注者は、現場代理人の常駐を免除される期間においても発注者との連絡体制の整備や現場の維持管理は必要であることから、次の措置をいずれも講じた上で、工事打合簿において確認するものとする。

- (1) 発注者が電話等により常時確実に現場代理人（現場代理人に連絡がとれない場合は代理の者）と連絡がとれる体制の整備
- (2) 第三者の侵入防止など適切な現場管理の徹底及び緊急時（自然災害や事故等）に速やかに対応できる体制の整備など現場の安全管理等の徹底

第9 留意事項

(1) 1人の現場代理人に対し、現場代理人の兼任と常駐の免除は同時に適用できない。

- (2) 第3(2)において現場代理人の兼任が認められた場合、建設業法施行令第27条第2項に基づき、主任技術者についても同様に兼任が認められることになると考えられるが、監理技術者の兼任可能な要件については、国の制度を確認すること。（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日国総建第316号総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて）参照）

第10 個別の工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する明示

発注者は、工事の発注時（入札における設計書閲覧時）に、次の場合に応じて特記仕様書①～③のいずれかを選択し、現場代理人の常駐義務の緩和に関する事項を明示する。

- (1) 当該工事の契約金額が 4,500 万円未満の場合であって、現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は特記仕様書①を使用する。
- (2) 当該工事が第 3 (2) に該当すると認められる場合は、特記仕様書②を使用する。
- (3) 上記 (1) 及び (2) 以外の時は、特記仕様書③を使用する。

別記

行政組織規則第10条に定める地域振興局の所管区域

名 称	所 管 区 域
村上地域振興局	村上市 岩船郡
新発田地域振興局	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡
新潟地域振興局	新潟市 五泉市 東蒲原郡
三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
魚沼地域振興局	魚沼市
南魚沼地域振興局	南魚沼市 南魚沼郡
十日町地域振興局	十日町市 中魚沼郡
柏崎地域振興局	柏崎市 刈羽郡
上越地域振興局	上越市 妙高市
糸魚川地域振興局	糸魚川市
佐渡地域振興局	佐渡市